

しんきんリフォームローン商品概要説明書

令和1年7月1日現在

商品名	しんきんリフォームローン
ご利用いただける方	<p>次のすべての条件を満たしている方</p> <p>(1)申込時年齢が満20歳以上の方 (2)安定継続した勤務をしており、収入のある方 (3)しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4)以下の①または②に該当し、当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件①②のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
お使いみち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金が対象です。</p> <p>(1)リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※上記(1)に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、(1)と合わせた申込みで100万円まで) ※申込時時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可能です。</p> <p>(2)申込人が(1)を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む) (3)(1)と併用する住宅ローン(申込人が、リフォームを行う物件取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れたもの、またはそれを借換えたもの、かつ、直近3ヵ月の約定返済に3営業日以上の履行遅滞が1度もないもの)の借換え資金(借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む)</p>
ご融資限度額	<p>2,000万円以内</p> <p>お申込金額は1万円以上1万円単位とし、1万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。なお、お申込金額と当金庫および他の信用金庫での基金保証付個人ローン残高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が3,000万円を超えることはできません。</p>
ご融資期間	25年以内(ご融資日から25年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。)
ご融資利率	<p>変動金利</p> <p>ご融資利率は毎年10月1日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年1回見直します。変更後の利率は、12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。</p> <p>※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。 ※ご融資利率は、お申し込み時ではなくお借入れ時の金利が適用となります。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済または元金均等割賦返済 ・ご融資金額の50%までボーナス月加算返済もできます。 ・元金返済の据え置き期間は6ヵ月以内 ・具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。

次項につづきます。

保証人・担保	必要ありません。 ※（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。
保証料	ご融資利率に別途保証料 0.68%が加算となります。
団体信用生命保険	ご融資金額が 1,000 万円超の場合は、団体信用生命保険の加入が条件となります。 ※申込時の年齢が 66 歳未満の方で、最終返済時の年齢が 81 歳未満の方が対象です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用可能です。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <p>現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。</p> <p>例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</p> <p>移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・ご融資期間中の一部、全部返済には当金庫所定の手数料が必要となります。 ・商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。